

# 舞鶴の環境

## 令和6年度版環境白書

～舞鶴市環境基本計画年次報告書～

### はじめに

この白書は、舞鶴市が推進している「脱炭素社会の実現」、「循環型社会の確立」、「自然との共生社会の確立」、「良好な生活環境の確保」に向けた取り組みなど、多岐にわたる環境保全対策を市民の皆様にご紹介するとともに、舞鶴市の環境の現状について理解を深めていただくため、平成12年から発行しています。

多くの皆様に本書を活用していただき、私たちの環境を守り育てる活動の一助となれば幸いです。

イヌシデの木

### 目次

### Contents

#### 環境基本計画の概要 …… 1

計画の基本的事項

計画の施策体系

#### ①脱炭素社会の実現 …… 3

再生可能エネルギーの利用促進

クールチョイスの推進

事業所での取り組みの促進

気候変動適応策の推進

交通対策の取り組みの促進

環境教育の推進

#### ②循環型社会の確立 …… 6

さらなるごみ減量に向けて

プラスチックごみの減量・資源化・適正排出の実施

リユースの推進

紙ごみの減量・資源化の推進

ごみの適正処理の実施

#### ③自然との共生社会の確立 …… 16

自然と触れ合う機会の創出

里山・里地・里海の保全の推進

野生生物との共生の推進

#### ④良好な生活環境の確保 …… 18

大気環境の保全の推進

水環境の保全の推進

生活環境の保全の推進



## 計画の基本的事項

### ● 計画策定の目的

#### 【舞鶴市環境基本計画】

市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるための計画です。

#### 【舞鶴市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。

### ● 目指すべき環境像

2050年頃を目途に、本市が目指すべき環境像を以下のように設定しています。

～ 人も地域も地球も元気 ～  
**環境にやさしい持続可能なまちづくり**

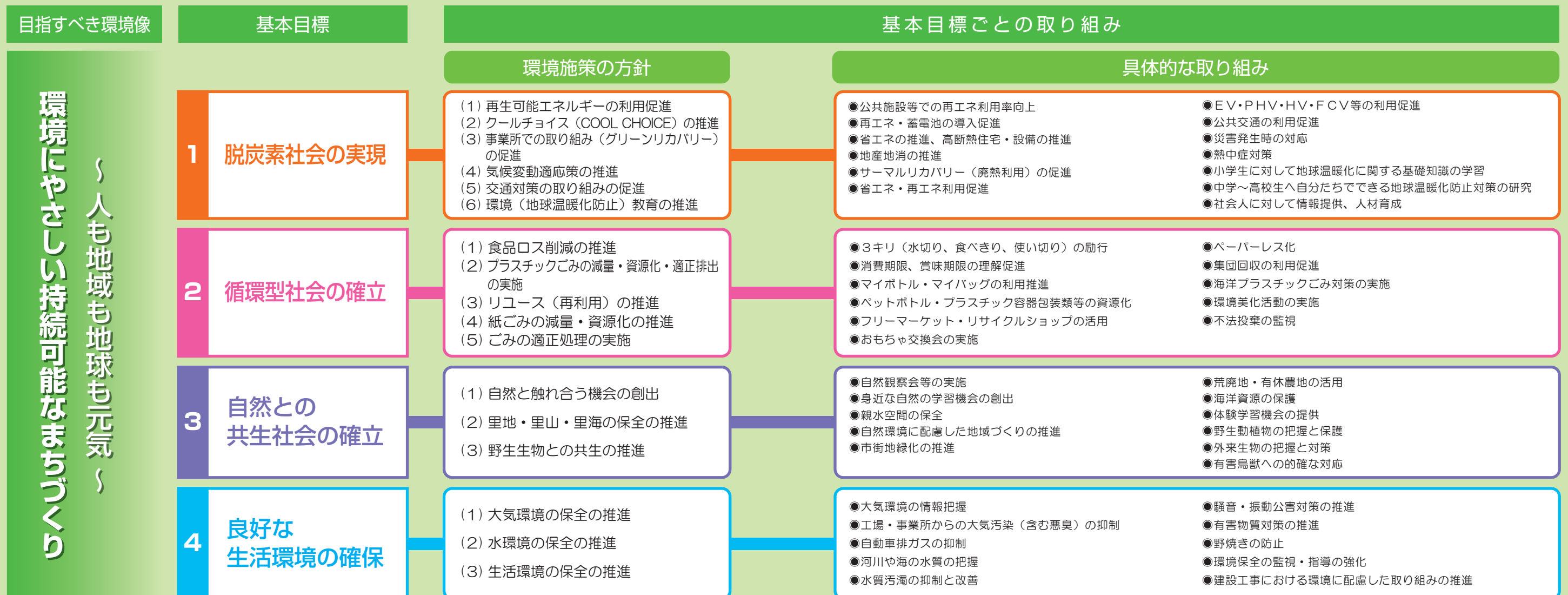
### ● 計画の期間（目標年度）

- ・ 目指すべき環境像については2050年頃を見据えたものとしています。
- ・ 令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度としています。
- ・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、基準年度を平成25年度（2013年度）、目標年度を令和12年度（2030年度）としています。

### ● 温室効果ガスの削減目標

**2030年度までに温室効果ガスを  
2013年度比で40%以上削減すること  
を目指します。**

## 計画の施策体系



# 1 脱炭素社会の実現

## (1) 再生可能エネルギーの利用促進

### ● 公共施設等での再エネ利用率向上

舞鶴市内における再エネ利用の普及に際し、公共施設における再エネ利用率向上にむけ、施設整備を行っています。令和3年度より民間企業と連携し、東体育館駐車場にカーポート型太陽光パネルや蓄電池を設置し、体育館で使用される電力のマネジメントを開始しました。今後も市が管理する複数の公共施設への再エネ設備の導入を計画しています。



東体育館 カーポート型太陽光パネル

### ● 再エネ・蓄電池の導入促進

太陽光パネルの設置コストの低下や新築住宅への再エネ・蓄電池設置の標準化などにより、市内の太陽光発電システム設置基数(10kw未満)は、2,052基(令和6年3月末時点)と普及が進んでいます。また、京都府の補助制度である家庭用再生可能エネルギー設備導入支援補助金制度を活用し、市内の一般家庭における再エネ設備の導入を支援しており、令和5年度においては、23件の利用がありました。

#### ■【参考】住宅用太陽光発電システム設置基数 実績と目標値

(単位：基数)

| 年度   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R12目標 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置基数 | 1,264 | 1,326 | 1,421 | 1,544 | 1,657 | 1,742 | 1,830 | 1,949 | 2,052 | 2,000 |

## (2) クールチョイス (COOL CHOICE) の推進

### ● 省エネの推進、高断熱住宅・設備の推進

環境啓発イベントでエネルギーに関連する情報を発信したり、断熱をテーマとしたワークショップを実施し住宅の断熱効果について紹介することで、各家庭において省エネに取り組むきっかけづくりを行っています。また、市役所では、省エネを意識した職場環境づくりを進めるため、クールチョイスリーダーを各課に配置し、施設の省エネ、効率化を図っています。市民、企業、行政が協力し、市全体として省エネに取り組んでいく中で、国や府が実施する省エネに関する補助制度を案内したり、幅広い年齢層を対象とした省エネ関連のイベントへの参加を呼びかけたりすることで、クールチョイスの推進を目指しています。



わなげ/射的(環境フェスタ)



断熱シートづくり

### ● 地産地消の推進

地産地消は、地域活性化や食育とともに、生産地から食卓までの輸送距離が短い地場の生産物を食べることで、輸送に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量を減らす効果があり、環境の面からも大切な取り組みです。平成19年度から、地元産の魚やお米、季節の野菜を学校給食で使用しているほか、授業でも地元生産者等の講義を聞く機会を設けています。また、市内小学校では、調味料以外の食材に舞鶴市内産・京都府内産を使用した給食を提供する「いただきます まいづるの日」を設けたり、月に2回程度舞鶴のさかなを給食で提供しています。

## (3) 事業所での取り組み(グリーンリカバリー)の促進

### ● サーマルリカバリー(廃熱利用)の促進

工場などにおいて、単に廃棄物を焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用するサーマルリカバリーを促進するため、市内事業者が利用できる補助制度や相談窓口について、情報共有を図っていきます。

### ● 省エネ・再エネ利用促進

民間事業者から相談があった際に、事業所規模に応じた補助制度を紹介することで、施設への再エネ設備導入の促進を図っています。また、夏季・冬季に事業所でできる省エネの取り組みを市ホームページで紹介することで、省エネの促進につなげています。舞鶴市役所の温室効果ガス排出量は18,093t-CO<sub>2</sub>となりました。

#### 舞鶴市役所の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

単位=t-CO<sub>2</sub>

| 舞鶴市地球温暖化対策実行計画     | 基準年 | 基準年との比較(実績) |        |        |        |        | 計画策定時の目標 |
|--------------------|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|----------|
|                    |     | H14         | H16    | H17    | H18    | H19    | H20      |
| 第1期計画<br>平成16~20年度 | H14 | 28,048      | 26,499 | 26,340 | 24,000 | 24,949 | 23,136   |
|                    | 減少率 |             | 5.5%減  | 6.1%減  | 14.4%減 | 11.1%減 | 17.5%減   |
| 第2期計画<br>平成21~25年度 | H19 | 21,892      | 21,400 | 21,753 | 20,675 | 20,128 | 20,306   |
|                    | 減少率 |             | 2.2%減  | 0.6%減  | 5.6%減  | 8.1%減  | 9.2%減    |
| 第3期計画<br>平成26~30年度 | H24 | 26,215      | 24,010 | 25,181 | 23,715 | 23,398 | 23,625   |
|                    | 減少率 |             | 8.4%減  | 3.9%減  | 9.5%減  | 10.7%減 | 9.9%減    |
| 第4期計画<br>令和1~4年度   | H25 | 27,265      | 20,038 | 19,837 | 20,516 | 18,897 |          |
|                    | 減少率 |             | 26.5%減 | 27.2%減 | 24.8%減 | 30.7%減 |          |
| 第5期計画<br>令和5~8年度   | H25 | 27,265      | R5     |        |        |        |          |
|                    | 減少率 |             | 18,093 |        |        |        |          |
|                    |     |             | 33.6%減 |        |        |        |          |

※ 各計画ごとに排出係数が異なっているため、実績と基準年の温室効果ガス排出量が異なります。  
また、第3期計画から、指定管理施設が計画の対象に含まれています。

## (4) 気候変動適応策の推進

### ● 災害発生時の対応

地球温暖化を要因とする気候変動により、近年では、集中豪雨や河川の氾濫が頻繁に起きています。このような状況に適應するため、市では、国と府が公開している河川水位と、舞鶴市が管理する河川水位を市民のみなさんがウェブ上で確認でき、河川の水位を避難情報と連動させることで、より安全な避難行動につなげる「舞鶴市モニタリング情報配信システム」を公開しているところです。

また、停電時にも対応できるよう、避難所への太陽光発電設備・蓄電池の設置を行うことで、災害発生時の市民のみなさまの安全の確保に努めています。



# 1 脱炭素社会の実現

## ● 熱中症対策

環境啓発イベントや小学校での環境学習において、地球温暖化により起こり得ることの一つとして、気温の上昇を取り上げ、その危険性を伝えるとともに、熱中症への対策を各自で意識することが必要であることを紹介しています。また、従来からメール配信等により熱中症情報を発信していますが、さらに暑さ指数の予測値が35以上になった場合に発表される「熱中症特別警戒アラート」発令時には、ホームページ、メール配信、防災行政無線などにより、即時に広く市民等にお知らせするとともに、市内各所にクーリングシェルターを開設し、記録的な猛暑から市民の命と健康を守る取り組みを行っています。



環境フェスタ VRブース

## (5) 交通対策の取り組みの促進

### ● EV・PHV・HV・FCV等の利用促進

市内におけるEVなどの普及に先立ち、公用車にEV 2台、HV 6台を導入しています。また、環境啓発イベント内でEV車両の展示ブースを設けるなど、家庭への導入に向けた啓発活動を行っています。

### ● 公共交通の利用促進

市役所では、第3木曜日を「エコ通勤の日」とし、通勤時に公共交通を利用する取り組みを実施しています。また、JR東舞鶴駅、西舞鶴駅においてICOCAの利用が開始されたことにより、キャッシュレスでの乗車が可能となるなど、公共交通がより利用しやすいサービス提供が開始されています。また、お得な「まいづるバスクーポン」を広く販売することで、市民のバス利用の機会促進を行っています。

## (6) 環境（地球温暖化防止）教育の推進

### ● 小学生に対して地球温暖化に関する基礎知識の学習

まいづる環境市民会議と連携し、みどりのカーテンを活動した環境学習を実施する中で、地球温暖化防止についての講義を行いました。京都府地球温暖化防止活動推進センターから提供されている様々な教材を活用し、体験型の授業を実施しています。

### ● 中学～高校生へ自分たちでできる地球温暖化防止対策の研究

地球温暖化防止対策をテーマに環境学習を実施し、地球温暖化を加速させないためにできることをテーマにワークショップを実施することで、生活の中で自分たちにどのような工夫ができるかを考える機会を設けました。

### ● 社会人に対して情報提供、人材育成

市職員を対象として、地球温暖化が進むことでどのようなことが起きているのか、職場で実践できる地球温暖化対策について研修を行うことで、職員一人ひとりの意識醸成に努めています。



小学校環境学習の授業



職員向けオンライン研修会の実施

# 2 循環型社会の確立

## (1) さらなるごみ減量に向けて

### ● 3Kリ（水切り、食べきり、使い切り）の励行

循環型社会の確立を目指す取り組みの一つとして、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底を呼びかけています。

中でも、リデュース（ごみの減量）の重要性は最も高く、生ごみの減量を進めるため「水切り、食べきり、使い切り」の「3Kリ」を励行しています。令和5年度には、市内の学校等を対象とした環境学習を実施したり、ごみ分別ルールブックで取り組みを紹介したりすることで、生活の中で実施してもらえるよう啓発活動を行いました。

### 食品ロスの削減

食品ロスとは、「本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物」のことを言います。

可燃ごみに含まれていた食品ロス

家庭から排出された可燃ごみのなかには、使わなかった野菜などの食材や加工食品など、まだ食べられるものがこんなに沢山捨てられているよ。

### 食品ロスを減らすためにできること

#### 買い物前の確認

Check!

買い物前に冷蔵庫の中身を確認。必要な分だけ買う

#### 賞味期限と消費期限を正しく理解

##### 消費期限

安心して食べることができる期限  
→期限を過ぎたら  
**食べない**  
ほうがいい

##### 賞味期限

美味しく食べられる期限  
→期限を過ぎても  
**すぐ食べられなくなるわけではない**

まだ食べられるものを捨てていませんか？  
期限を正しく理解し、買ったものは使い切ろう

### 3Kリをしよう

#### 食べきり

食べきれる量を作りましょう

#### 使いきり

食材は使い切りましょう

#### 水きり

生ごみはできるだけめらさず、捨てる前にしっかり水切りしましょう

ルールブックでの啓発

### ● 消費期限、賞味期限の理解促進

近年問題となっている食品ロスについて、消費期限と賞味期限を正しく理解することで削減につなげるため、環境学習などを通じて啓発活動を行なっています。

消費期限：過ぎたら食べないほうが良い期限のこと。  
賞味期限：おいしく食べられる期限のこと。

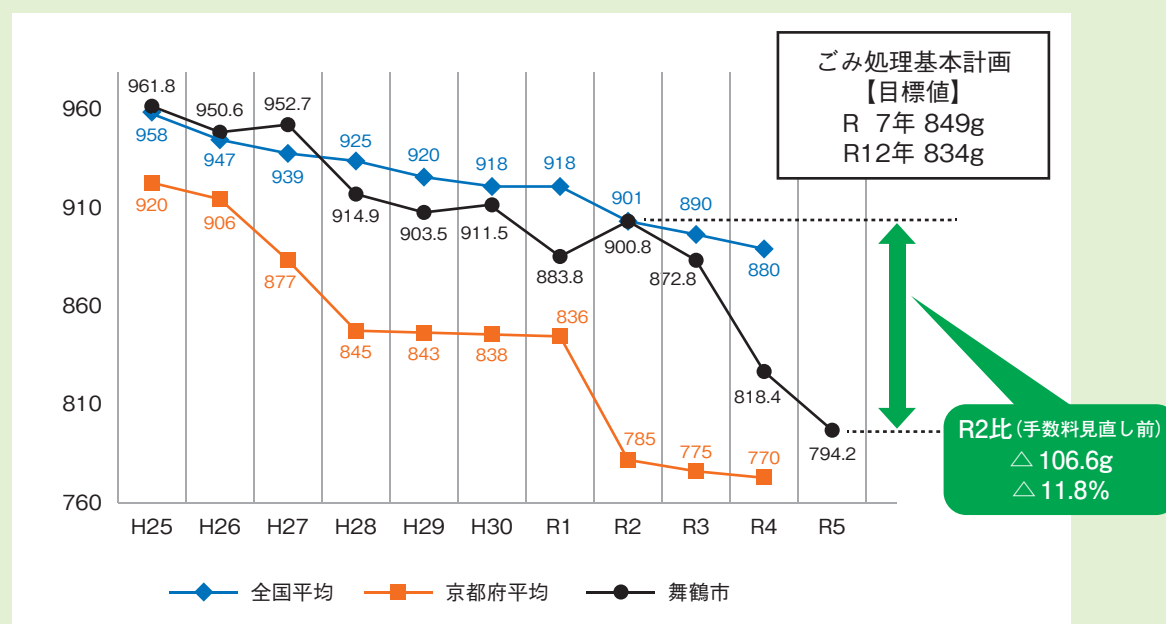


## ごみ減量の状況について

市民の皆さんのご協力により、この3年間で舞鶴市のごみ量は大きく減少し、令和5年度の1人1日あたりのごみの排出量は794.2gと、手数料見直し前と比較して106.6g、約12%減少しています。

これにより、市民1人あたりのごみ量は全国平均を下回るようになりました。しかし、最新の京都府平均770gよりは多く、まだまだごみ減量の余地があります。

一方、可燃ごみの内訳の割合を調べてみると、生ごみの中には、まだ食べられることができる食品、いわゆる「食品ロス」が約40%含まれている状況にあります。



|          | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |                     |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
|          | 実績        | 実績        | 実績        | 実績        | R2比増減               |
| ごみ排出量(t) | 26,219.2t | 24,985.7t | 23,066.2t | 22,030.3t | △4,188.9t<br>△16.0% |
| 可燃ごみ(t)  | 20,150.3t | 19,366.9t | 18,452.2t | 17,737.7t | △2,412.6t<br>△12.0% |
| 不燃ごみ(t)  | 3,025.3t  | 2,846.5t  | 2,249.7t  | 2,124.7t  | △901.2t<br>△29.8%   |
| 粗大ごみ(t)  | 1,140.3t  | 1,072.3t  | 821.2t    | 773.0t    | △367.3t<br>△32.2%   |
| 古紙等(t)   | 1,903.3t  | 1,700.0t  | 1,543.1t  | 1,395.5t  | △507.8t<br>△26.7%   |

## (2) プラスチックごみの減量・資源化・適正排出の実施

### ● マイボトル・マイバッグの利用推進

プラスチックごみの減量を図るため、マイボトル・マイバッグの持参、シャンプーや洗剤等の詰め替え商品の使用について、ごみ減量出前講座やごみ分別ルールブックなどで紹介し、ごみ減量に向けた意識づくりに取り組んでいます。

### ● ペットボトル・プラスチック容器包装類等の資源化

#### (1) 資源化の取り組み

令和3年7月から、ペットボトル・プラスチック容器包装類の有料化に合わせて、ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集を行っており、ペットボトル・プラスチック容器包装類の排出利便を拡充し、さらなる資源化に取り組んでいます。

さらには、ごみの発生抑制や再生利用の促進に積極的な小売店を「マイ・リサイクル店」として認定し、令和5年度末で小売店15店に、ペットボトルやトレーの回収など、ごみの減量と資源化の取り組みに協力いただいています。



集積所の状況

#### (2) ペットボトルの『ボトルtoボトル(水平リサイクル)』の開始

使用済みペットボトルを原料にして、新たなペットボトルを製造するリサイクル手法を『ボトルtoボトル(水平リサイクル)』といいます。

市が回収したペットボトルはこれまでからリサイクル素材として事業者を引き渡してきましたが、この『ボトルtoボトル』の手法では、使用済みペットボトルを再生ペットボトルとして資源循環させ、新たな石油資源の使用量及び温室効果ガス排出量を削減できるとされています。

また、市民の皆様が排出したペットボトルが再びペットボトルに再生されるため、市民の皆様にとってもわかりやすく、リサイクルに対する理解と協力がさらに進むことが期待されます。

舞鶴市では、令和5年3月に豊田通商株式会社、キリンビバレッジ株式会社と協定を締結し、令和5年度からペットボトルの『ボトルtoボトル』リサイクルを実施しています。



協定締結の様子

## (3) リユース（再使用）の推進

### ● リサイクルプラザでの取り組み

ごみを資源として再び利用するリユースの取り組みとして、リサイクルプラザでは以下のような取り組みを行っています。

#### ①再生品の展示・提供（随時）

粗大ごみの中でまだ使える家具等を再生し、2か月ごとに展示して、希望者に抽選で有償提供しており、毎回、約150点を展示・提供しています。

（展示期間）偶数月（2・4・6・8・10・12月）の1か月間（平日の初日～末日）  
（申込期間）偶数月の平日（8時30分～16時30分）  
偶数月の日曜日で月1回（13時～16時30分）

#### ②子ども服の展示・提供（随時）

子どもの成長等で不要となった子ども服を市民の皆さんから提供いただき、必要としている人に無償でお譲りしています。季節ごとに常時100点程度展示しています。

#### ③「ゆずります、もらいます」コーナーの開設

家庭で不要になった家具や電化製品などの耐久消費財をゆずりたい又はゆずってほしいという旨を掲示板に張り出す「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。品物などを記入した掲示用カード（リサイクルプラザに備え付け）を3か月間掲示し、掲示板を見たゆずりたい人ともらいたい人が直接やりとりをいただいています。

#### ④フリーマーケットの開催

家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品などをごみとして捨てるのではなく、再使用する機会としてフリーマーケットを開催しています。令和5年度は7月と10月に開催しました。7月は18店、10月は13店の出店がありました。

#### ⑤リサイクル教室の開催

粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。令和5年度には舞鶴市民を対象とし、7月と12月に2回の再生工作教室を実施しました。加えて、8月には市内の小学生とその保護者を対象として、粗大ごみとして出された木製家具の部材を再利用した椅子を作製する「夏休み親子工作教室」を開催しました。

### ● 絵本のリユース会の実施

リユース絵本の配布を通して、ものを大切に作る心やリユースの大切さを学んでもらうことを目的に「絵本のリユース会」を開催し、約260冊の絵本を新たな持ち主にお渡しすることができました。



リユース会

## ごみ処理に関する手数料の使い道

令和5年度のごみの処理に関する手数料収入は215,052,960円でした。この収入は、ごみの処分や減量化のための様々な事業に使っています。

なお、令和3年7月からごみ処理手数料の見直しにより、ごみ袋料金の変更並びに、清掃事務所やリサイクル事務所への直接搬入に係る手数料の徴収を開始しています。

### ■手数料収入

令和5年度ごみ処理手数料…185,043,160円

指定ごみ袋の作成などの経費 …… 81,103,792円

- ごみ袋の作成費用
- 運搬や保管費用
- 販売店への手数料 ほか

ごみ収集事業に係る経費など …… 38,721,820円

- 可燃ごみ収集事業費
- 不燃ごみ収集事業費（不燃ごみ対策経費含む）
- 高齢者等ごみ出し支援個別収集事業費 ほか

ごみ処理施設の管理経費 …… 65,217,548円



市指定ごみ袋

令和5年度搬入受付手数料…30,009,800円

搬入受付に係る費用 …… 30,009,800円

- ごみ処理施設の運用に関する費用
- ごみ処理施設の運用に係る人件費 ほか



清掃事務所

### 【参考】指定ごみ袋の売り上げ

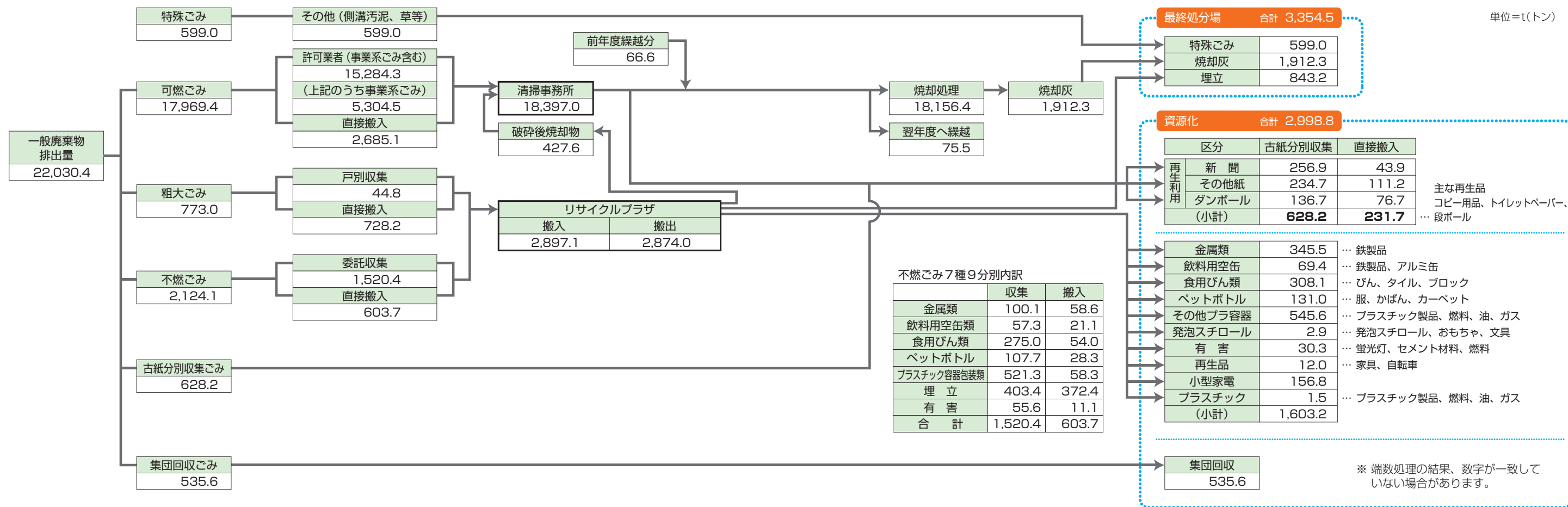
| 年度     | H18         | H19         | H20         | H21         | H22         | H23         |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 手数料(円) | 180,515,335 | 181,324,420 | 178,829,755 | 175,623,310 | 172,471,650 | 169,095,330 |
| 年度     | H24         | H25         | H26         | H27         | H28         | H29         |
| 手数料(円) | 171,492,275 | 179,483,145 | 161,246,445 | 170,371,030 | 169,279,730 | 168,001,230 |
| 年度     | H30         | R1          | R2          | R3          | R4          | R5          |
| 手数料(円) | 167,374,020 | 154,267,695 | 159,798,185 | 224,557,435 | 180,469,570 | 185,043,160 |

※令和3年7月からは不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル・プラスチック容器包装類）について指定ごみ袋制による有料化を実施。



2 循環型社会の確立

令和5年度一般廃棄物（ごみ）の搬出入区分図



ごみ排出量の推移

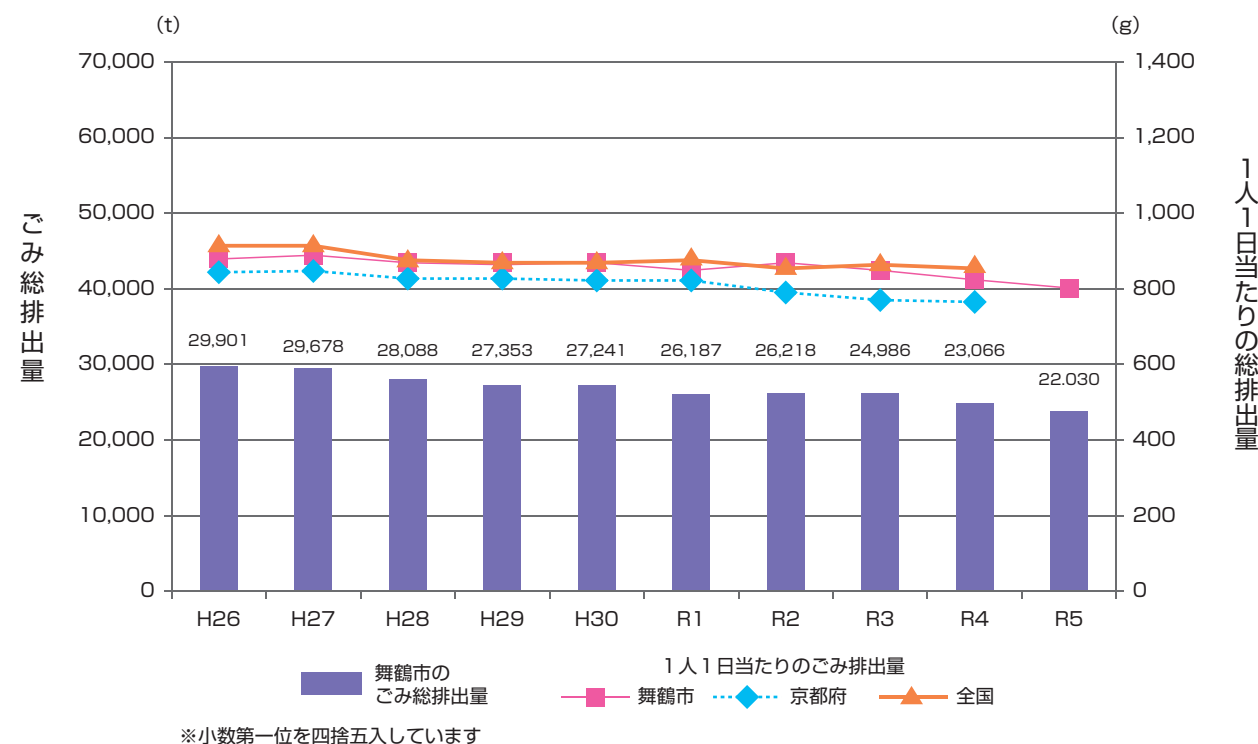
| ごみ排出量の推移        |        | 単位    | H26      | H27      | H28      | H29      | H30      | R1       | R2       | R3       | R4       | R5       |
|-----------------|--------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 可燃ごみ<br>(事業系含む) | 収 集    | t=トン  | 18,852.0 | 18,335.2 | 18,128.9 | 18,122.7 | 18,015.4 | 16,484.5 | 16,061.0 | 16,142.5 | 15,948.1 | 15,284.3 |
|                 | 自己搬入   |       | 5,201.8  | 5,459.9  | 4,824.9  | 4,185.7  | 4,281.5  | 4,576.5  | 4,683.2  | 3,615.0  | 2,747.2  | 2,685.1  |
|                 | 計      |       | 24,053.8 | 23,795.1 | 22,953.8 | 22,308.4 | 22,296.9 | 21,061.0 | 20,744.2 | 19,757.5 | 18,695.3 | 17,969.4 |
| 不燃ごみ            | 収 集    |       | 1,630.5  | 1,582.7  | 1,522.6  | 1,496.7  | 1,479.6  | 1,445.0  | 1,524.1  | 1,740.2  | 1,605.0  | 1,520.4  |
|                 | 自己搬入   |       | 1,133.5  | 1,256.2  | 1,027.1  | 983.6    | 1,095.4  | 1,308.4  | 1,501.2  | 1,106.3  | 644.7    | 603.7    |
|                 | 計      |       | 2,764.0  | 2,838.9  | 2,549.7  | 2,480.3  | 2,575.0  | 2,753.4  | 3,025.3  | 2,846.5  | 2,249.7  | 2,124.1  |
| 粗大ごみ            | 収 集    |       | 23.8     | 23.0     | 28.1     | 29.3     | 30.6     | 34.1     | 44.5     | 45.5     | 46.7     | 44.8     |
|                 | 自己搬入   |       | 980.2    | 1,139.9  | 824.0    | 897.4    | 842.4    | 887.2    | 1,095.7  | 1,026.8  | 774.5    | 728.2    |
|                 | 計      |       | 1,004.0  | 1,162.9  | 852.1    | 926.7    | 873.0    | 921.4    | 1,140.3  | 1,072.3  | 821.2    | 773.0    |
| 古紙(分別収集)        |        |       |          | 1,042.4  | 924.8    | 851.7    | 795.6    | 756.7    | 698.8    | 698.3    | 728.7    | 680.7    |
| 集団回収            |        |       | 1,039.5  | 959.7    | 883.0    | 843.7    | 739.9    | 753.4    | 611.1    | 580.7    | 619.4    | 535.6    |
| ごみ総排出量          |        |       | 29,903.7 | 29,681.4 | 28,090.3 | 27,354.7 | 27,241.5 | 26,187.9 | 26,219.2 | 24,985.7 | 23,066.2 | 22,030.3 |
| 人 口             |        | 人     | 86,188   | 85,121   | 84,115   | 82,949   | 81,877   | 80,957   | 79,743   | 78,428   | 77,222   | 75,790   |
| 世 帯 数           |        | 世帯    | 40,457   | 40,223   | 40,123   | 39,876   | 39,826   | 39,877   | 39,560   | 39,337   | 39,205   | 38,849   |
| 1人1日当たりの<br>排出量 | 可燃ごみ   | g=グラム | 764.6    | 763.8    | 747.6    | 736.8    | 746.1    | 710.8    | 712.7    | 690.2    | 663.3    | 647.8    |
|                 | 不燃ごみ   |       | 87.9     | 91.1     | 83.0     | 81.9     | 86.2     | 92.9     | 103.9    | 99.4     | 79.8     | 76.6     |
|                 | 粗大ごみ   |       | 31.9     | 37.3     | 27.8     | 30.6     | 29.2     | 31.1     | 39.2     | 37.5     | 29.1     | 27.9     |
|                 | 紙収集・拠点 |       | 33.1     | 29.8     | 27.7     | 26.3     | 25.3     | 23.6     | 24.0     | 25.5     | 24.2     | 22.6     |
|                 | 集団回収   |       | 33.0     | 30.9     | 28.8     | 27.9     | 24.8     | 25.5     | 21.0     | 20.3     | 22.0     | 19.3     |
| 計               |        |       | 950.6    | 952.9    | 914.9    | 903.5    | 911.6    | 883.9    | 900.8    | 872.8    | 818.4    | 794.2    |
| 1日当たり総排出量       |        | t=トン  | 81.9     | 81.1     | 77.0     | 74.9     | 74.6     | 71.6     | 71.8     | 68.5     | 63.2     | 60.2     |
| 中間処理に係る資源化量     |        |       | 2,403.6  | 2,344.3  | 2,214.9  | 2,227.9  | 2,013.3  | 2,292.7  | 2,370.4  | 2,210.4  | 1,969.9  | 1,835.0  |
| リサイクル率          |        |       | %        | 14.99    | 14.24    | 14.05    | 14.13    | 12.90    | 14.30    | 14.03    | 14.09    | 14.18    |

※人口・世帯数は各年度末人口・世帯数(外国人含む)

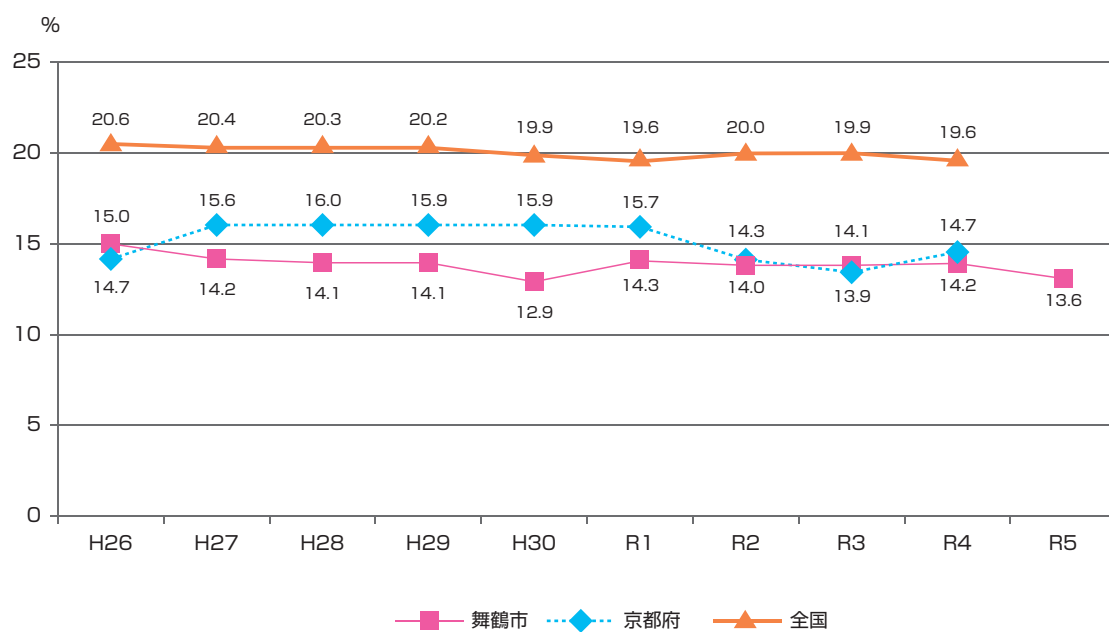
※閏年は、1年を366日として計算。

※リサイクル率=(中間処理に係る資源化量+集団回収量+分別回収量)/(ごみ総排出量)

1人1日当たりの排出量の推移



## リサイクル率の推移



## (4) 紙ごみの減量・資源化の推進

## ● ペーパーレス化

市では電子決裁や電子申請の導入が開始されるなど、ペーパーレス化を推進しています。今後は、ICT技術を活用し、あらゆる場面において電子データの活用を図っていきます。

## ● 集団回収の利用促進

資源として再利用できる古紙などの集団回収を自主的に行う自治会や老人会などの団体に対して、1kgあたり3円の報奨金を交付しています。令和5年度では、89団体で536tが回収されました。

## (5) ごみの適正処理の実施

## ● 海洋プラスチックごみ対策の実施

近年問題となっている海洋プラスチックについて、市民や民間企業の関心を高めるため、浜辺で清掃活動を行なった後、その海岸で集められた細かなプラスチック片やびんを活用した作品づくりを行う、ビーチコーミングを実施しています。令和5年度には、市内の小学校において海洋プラスチック問題をテーマとした環境学習も実施しました。

## ● 環境美化活動の実施

## ① 地域の環境美化活動の実施

環境美化に対する市民意識を高め、市民との協働で環境美化活動を行うため、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）」を平成13年度に創設。里親である市民が散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供を行い、市は里親の活動に必要な専用ごみ袋の支給、清掃用具の貸与、ごみの回収などで、その活動を支援しています。令和5年度で、24団体3家族3個人、843人が市内の17か所で活動しています。また、各地域において、自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に対しても、専用ごみ袋の支給や清掃用具の貸与、収集されたごみの回収などの支援を行っています。

## ② まいづるクリーンキャンペーンの実施

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から全市一斉清掃日を設けて清掃活動を実施しています。令和4年度以降はメイン会場を東西市街地から神崎浜に移し、清掃活動に取り組んでいます。（※令和2年度からは、まいづる環境市民会議クリーンキャンペーンプロジェクトチームが主催者として実施。）



清掃活動

## ● 不法投棄の監視

不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。令和5年度は、昼間372回、夜間124回、計496回のパトロールを行い、81件の不法投棄を確認しました。

また、不法投棄されやすい市内の数か所に監視カメラを設置して、不法投棄の未然防止に取り組んでいます。



### 食品ロスの削減に向けて

#### 「食品ロス」はいろんな意味でもったいない

「食品ロス」がごみとして出されると、ごみの運搬や焼却、埋立に費用が発生します。ごみの問題だけではなく、廃棄した食品を生産する際に使用した水や飼料、加工や輸送で使用するエネルギーなども結果として無駄になってしまいます。さらには、こうした一連の経済活動やごみ処理の際にはCO<sub>2</sub>が発生し、環境にも大きな負荷がかかっています。

このように、食品ロスはごみの問題だけでなく、資源の有効活用や地球温暖化にも関わる重要な問題であり、私たち一人ひとりが、食べ物を大切に、無駄な廃棄を減らす努力をすることが求められています。

#### 「食品ロス」を意識した生活を

食品ロスを減らす取り組みは、舞鶴市のさらなるごみ減量を進める上で重要な取り組みです。食品ロス削減には市民の皆さんが日々の生活の中で少し意識を変えることで、大きな効果がある取り組みがたくさんあります。

下記の具体的な取り組み例を紹介していますので、日常生活の中に取り入れてぜひ実践してみてください。

私たち一人ひとりの心がけで食品ロスを削減し、舞鶴の環境をより良いかたちで次の世代に継承していけるようにごみの減量に向け取り組んでいきましょう。

私たちにできること

買い物時のポイント

**買い物前の確認**

買い物前に冷蔵庫の中身を確認して、必要な分だけ買いましょう



**手前どり**

すぐに食べる予定の食品は手前からとるようにしましょう



家庭でのポイント

**使い切り**

「そろそろ食べなきゃ!」という食品から優先的に使い切りましょう



**食べ切り**

食べきれない量を予測してつくりましょう



**消費期限と賞味期限を正しく理解**

消費期限は「安心して食べることができる期限」、賞味期限は「おいしく食べることができる期限」です。賞味期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるものではありません。



### (1) 自然と触れ合う機会の創出

#### ● 自然観察会等の実施

まいづる環境市民会議において、舞鶴の山や川をフィールドとした自然観察会を実施しています。令和5年度は池内川上流で生き物調査を行う「まいづる自然がっこう」や多祢山にて植物・生物観察を行う「自然観察会」等を実施しました。



秋の自然観察会

#### ● 身近な自然の学習機会の創出

まいづる環境市民会議と連携し、主に市内の小学生を対象とした環境学習において、身近な川の水質調査や生物観察を行っています。令和5年度は地域の川の水質を簡易検査キットを用いて調べる授業を実施する中で、自然環境を守るためには、生活するうえで自分たちはどのような工夫ができるかを考えました。



環境学習（バックテスト）

#### ● 自然環境に配慮した地域づくりの推進

まいづる環境市民会議と連携し、フィールドミュージアムなどを活用しながら、市内の豊かな自然環境を生かした体験型の環境学習を行うことで、地域の資源を知る機会を創出し、自然環境に配慮した生活スタイルの意識づけの機会としています。また、事業所が開発や建設を行う場合、景観に配慮するよう呼びかけるなど、市域全体で豊かな自然環境を守りながら地域づくりを行っていきよう努めています。



フィールドミュージアム

### (2) 里山・里地・里海の保全の推進

#### ● 荒廃地・遊休農地の活用

森林には、清浄な水の供給や洪水・土砂災害の防止など、様々な機能を発揮する効果が期待されます。その効果を十分に発揮するためには、適正な森林の整備や保全が重要となります。

木材需要の減少や林業者の高齢化・後継者不足、放置竹林の拡大など、森林の多面的機能の低下が懸念される中で、地域住民が自ら里山環境を整備するための支援や、間伐した木材を搬出し、利用することを推進する取



里山整備の様子



### 3 自然との共生社会の確立

組を実施し、森林の多面的機能の維持・向上を図りながら、地域住民が安心・安全に暮らすための里山環境整備を進めています。

また、過疎や高齢化による遊休農地の増加に歯止めをかけ、地域の力で里地を保全するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により支援を行っています。

#### ● 海洋資源の保護

まいづる環境市民会議との連携により、海岸の清掃活動を実施し、海洋資源の保護に努めています。また、ビーチコーミングを実施することで、海洋プラスチック問題に関心をもってもらい、現在ある豊かな海洋資源を今後も守っていくことの大切さを学習する機会を設けています。

#### ● 体験学習機会の提供

まいづる環境市民会議と連携し、水辺の生物を観察する「まいづる自然がっこう」を実施することで、生物多様性に関心をもってもらい、現在ある豊かな環境資源を今後も守っていくことの大切さを学習しています。



まいづる自然がっこう

### (3) 野生生物との共生の推進

#### ● 野生動植物の把握と保護

まいづる環境市民会議と市の連携により、舞鶴に生息する動植物や特色ある景観など9部門計448点を紹介する自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」を作成し、平成27年に発行しました。冊子として市内各所で販売するとともに、市ホームページにウェブ版を掲載し、情報の発信を行っています。

#### ● 外来生物の把握と対策

アライグマは特定外来生物であることから、舞鶴市内からの完全排除を目標として対策を強化しており、令和5年度は、16頭を捕獲しました。

#### ● 有害鳥獣への的確な対応

有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲と併せて、防護柵の設置などに対する支援を行っており、令和5年度は14地区で、14,841mの防護柵を設置しました。また、令和5年度の有害鳥獣捕獲実績は、鳥類4頭・動物(獣)2,615頭で、被害面積は、620㍓となっています。

### 4 良好な生活環境の確保

### (1) 大気環境の保全の推進

#### ● 大気環境の情報把握

舞鶴市では、工場やボイラー、自動車のエンジン、家庭用のコンロやストーブなどでの燃料の燃焼に伴い発生する二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )の数値を測定することで、大気環境を監視しています。

なお、測定は平成21年度から年1回、カプセル簡易測定法(※)により測定しています。測定地点は27か所あり、そのすべてにおいて環境基準を達成しています。

(※)カプセル簡易測定法…空気の捕集管としてのフタ付きプラスチック容器などに、吸収剤を染み込ませたろ紙を入れ測定場所に設置。24時間経過後にカプセルを取り外し、発光液(ザルツマン液)を加えて発色させ、その色の濃さを比色計で測定して濃度を計算します。

#### 二酸化窒素の測定結果(市測定分)

単位: ppm

| 道 路 名     |             | 測 定 地 点   | R5    |
|-----------|-------------|-----------|-------|
| 国 道       | 27号         | 舞鶴市字真倉地内  | 0.013 |
|           | 27号         | 舞鶴市字十倉地内  | 0.017 |
|           | 27号         | 舞鶴市字北田辺地内 | 0.010 |
|           | 27号         | 舞鶴市字上安地内  | 0.017 |
|           | 27号         | 舞鶴市字北吸地内  | 0.017 |
|           | 27号         | 舞鶴市字浜地内   | 0.025 |
|           | 27号         | 舞鶴市田中町地内  | 0.013 |
|           | 27号         | 舞鶴市字小倉地内  | 0.019 |
|           | 175号        | 舞鶴市字上福井地内 | 0.019 |
|           | 175号        | 舞鶴市字寺内地内  | 0.013 |
|           | 177号        | 舞鶴市字魚屋地内  | 0.012 |
| 主 要 地 方 道 | 東舞鶴・停車場線    | 舞鶴市字浜地内   | 0.017 |
|           | 舞鶴和知線       | 舞鶴市字行永地内  | 0.017 |
|           | 舞鶴和知線       | 舞鶴市字行永地内  | 0.021 |
|           | 志高西舞鶴線      | 舞鶴市字公文名地内 | 0.019 |
|           | 舞鶴綾部福知山線    | 舞鶴市字七日市地内 | 0.015 |
|           | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市字森地内   | 0.013 |
|           | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市字福来地内  | 0.019 |
|           | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市清美が丘地内 | 0.015 |
|           | 小倉西舞鶴線      | 舞鶴市字行永地内  | 0.019 |
|           | 舞鶴野原港高浜線    | 舞鶴市字大波下地内 | 0.013 |
| 府 道       | 物部西舞鶴線      | 舞鶴市字上福井地内 | 0.013 |
|           | 由良・金ヶ岬・上福井線 | 舞鶴市字喜多地内  | 0.015 |
|           | 余部下舞鶴港線     | 舞鶴市字長浜地内  | 0.010 |
|           | 老富・舞鶴線      | 舞鶴市字常地内   | 0.021 |
|           | 西舞鶴停車場線     | 舞鶴市字引土地内  | 0.017 |
|           | 高浜・舞鶴線      | 舞鶴市字安岡地内  | 0.012 |

#### 二酸化窒素

##### 環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

##### 年間の環境基準評価方法

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

■ 年間の環境基準達成  
■ 年間の環境基準未達成

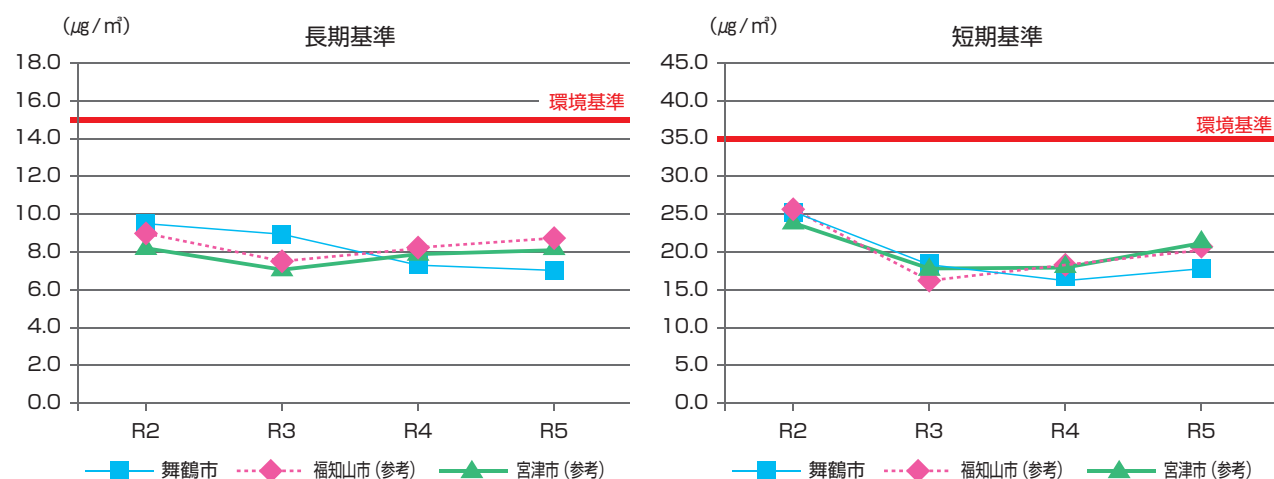
また、PM2.5の測定数値を把握することで、大気環境を注視しています。市内での測定は平成24年度から行っており、令和5年度においては、長期基準(年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)、短期基準(日平均が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)とともに環境基準を達成しています。

※PM2.5 …大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のこと。浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子であり、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて循環器系への影響も心配されている。



# 4 良好な生活環境の確保

## PM2.5の測定結果



### PM2.5

#### 環境基準

1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

1年平均値が15μg/m³以下であること、かつ、年間を通じて測定した1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。

※ μg/m³: 大気1立方メートル中の量。  
μg(マイクログラム)は重さの単位。  
1μg=100万分の1グラム。

## ● 工場・事業所からの大気汚染(含む悪臭)の抑制

市と市内の主な工場、事業所との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

## ● 自動車排ガスの抑制

交通量の多い道路27か所で年1回、二酸化窒素の簡易測定を実施し、自動車排ガスによる影響を監視しています。

## (2) 水環境の保全の推進

### ● 河川や海の水質の把握

海域(舞鶴湾)では、京都府が4地点で水質を測定しています。また、河川については、市が9地点で、京都府と国土交通省が5地点で測定を行っています。

## 《舞鶴湾の状況》

海域の環境基準は、舞鶴湾の湾奥部2カ所と湾口部2カ所に設定されており、京都府が年6回水質を測定しています。



五老岳から見た舞鶴湾

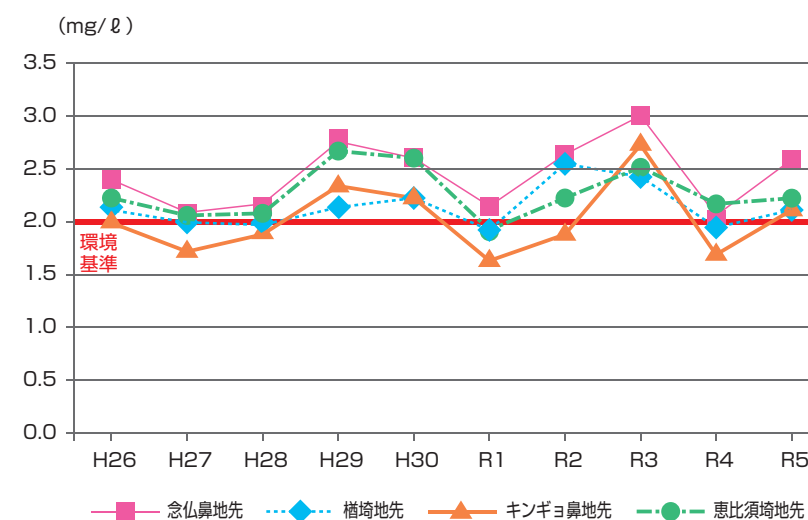


舞鶴湾の状況を把握するため、以下の2項目の測定を行っています。

## 【測定結果】

### 舞鶴湾・COD測定結果

水中の有機物質などが、酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のことを科学的酸素要求量(COD)といいます。この数値が大きいほど海の水が汚れていることになります。平成23年度以降、令和5年度まで、環境基準がほぼ未達成となっています。



### COD指定類型A(※)

#### 環境基準

1日平均値が2.0mg/l以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが基準以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。  
本市の場合、2カ所の環境基準地点とともに基準を満たした場合に達成したことになります。

※ 指定類型A: CODに係る海域の類型はABCの3種類あり、Aの場合は、自然探勝などの環境が保全され、マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物が生息できる水質です。

### 舞鶴湾・全窒素全燐測定結果

全窒素・全燐とは、水中の窒素化合物・燐化合物に含まれる窒素、燐の総量のことです。その値が大きくなると、湾内に富栄養化をもたらし、水生生物に悪い影響を与えます。湾奥部の方が全窒素・全燐ともに濃度が少し高い傾向にあります。平成26年度以降、令和5年度までの環境基準達成状況をみると、達成した年度の数が未達成の年度の数を上回りました。



※ 指定類型Ⅱ：窒素・燐に係る海域の類型はⅠ～Ⅳの4類型あり、Ⅱの場合は多様な水産生物がバランスよく安定して漁獲される水質です。

## 《河川の状況》

河川の環境基準は、由良川、伊佐津川、河辺川（ダイオキシン類は伊佐津川と河辺川のみ）に設定されており、京都府と国土交通省が水質を測定しています。そのほか、市では年4回9か所で水質測定を行っています。測定地点並びに測定結果は以下のとおりです。

《国・府測定河川》  
 ①由良川(由良川橋)、②伊佐津川(相生橋)、③河辺川(第一河辺川橋)、④高野川(新橋)、⑤与保呂川(桜橋)  
 《市測定河川》  
 ①由良川(八雲橋)、②池内川(山崎橋)、③静溪川(新静溪橋)、④堀川(乙姫橋)、⑤松島川(八島通橋)、⑥朝来川(浜田橋)、⑦河辺川(第一河辺川橋下流)、⑧黒田川(赤野橋上流)、⑨大丹生川(花迫口橋)

## 全窒素・全燐 指定類型Ⅱ(※)

## 環境基準

全窒素の年間平均値が 0.3mg/ℓ 以下であり、かつ全燐の年間平均値が 0.03mg/ℓ 以下であること。

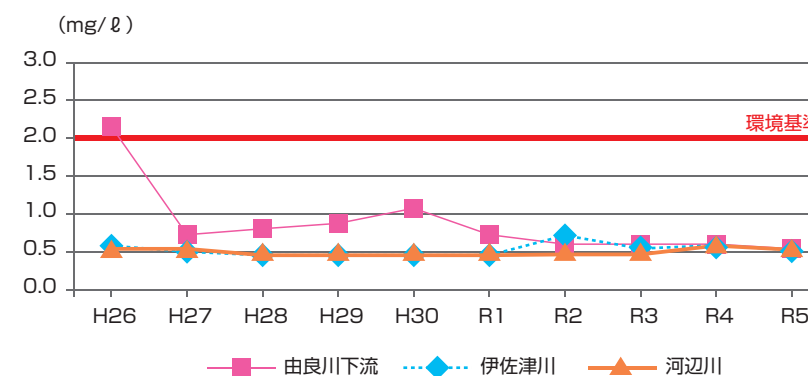
## 年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した表層水質の年間平均値の水域内平均値が、全窒素・全燐ともに基準以下であること。

本市の場合、2カ所の環境基準地点の平均値がともに基準を満たした場合に達成したことになります。

## 河川・BOD測定結果

平成26年度～令和5年度の10年間のうち、平成26年度の由良川を除いては、3河川ともに年間の環境基準を達成しています。なお、由良川（下流）の環境基準点は5か所あり、そのすべてで基準を満たしている場合に達成したことになります。令和5年度においても環境基準を達成しています。



※ 指定類型…河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。  
また、河川の類型はA～Eの6種類あり、Aの場合は通常の水道水として利用でき、ヤマメ、イワナなどの海産物が生息できる水質です。

## BOD指定類型A(※)

環境基準

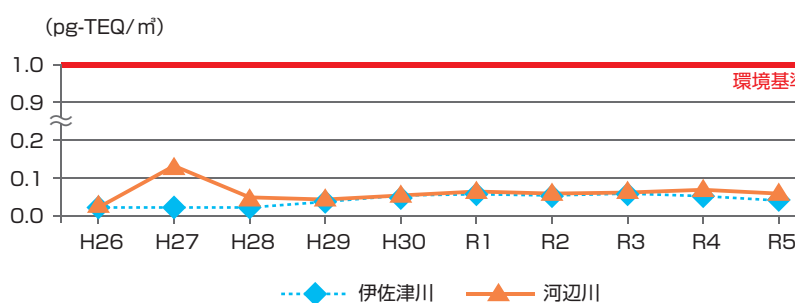
1 日平均値が 2.0mg/l 以下であること。

## 年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち 75% 以上のデータが環境基準 (2.0mg/ℓ) 以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

## 河川・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果をみると、いずれの基準点でも毎年、環境基準を達成しています。



## ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が1.0pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

## 河川・PFASの測定結果

令和３年度から、河川管理者において、由良川・伊佐津川・河辺川の３河川でPFASの水質測定が行われており、暫定目標値を大きく下回る測定結果となっています。

## ● 水質汚濁の抑制と改善

市と市内の主な工場、事業所との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。



# 4 良好な生活環境の確保

## (3) 生活環境の保全の推進

### ● 騒音・振動公害対策の推進

騒音には、環境基準の他に、騒音規制法により要請限度(※)が定められており、国道、府道の自動車騒音及び一般地域の環境騒音を毎年測定し、環境基準の達成度を評価しています。また、振動にも要請限度が定められており、道路交通振動を毎年測定しています。測定結果は以下のとおりです。

(※) 要請限度…自動車騒音や道路交通振動の限度で、その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市は公安委員会や道路管理者に必要な処置をとるよう要請や意見を述べることができます。

### 騒音の状況(等価騒音レベルの測定結果※1)

等価騒音レベルは、一定期間の平均的な騒音の度をあらわします。令和5年度は7か所のうち、夜間に2か所で環境基準を超過しています。要請限度を超過している測定箇所はありませんでした。

舞鶴市測定分※1

単位：db (デシベル)

| 区分   | 道 路 名       | 測定地点     | 等価騒音レベル |    |     |    |     |    |     |    |     |    |    |    |    |    |    |    |
|------|-------------|----------|---------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
|      |             |          | H26     |    | H27 |    | H28 |    | H29 |    | H30 |    | R1 |    | R2 |    | R3 |    |
|      |             |          | 昼間      | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 国 道  | 27号         | 真倉416-1  | —       | —  | 62  | 58 | —   | —  | 68  | 63 | —   | —  | 65 | 64 | —  | —  | —  | —  |
|      | 27号         | 十倉60-1   | 70      | 69 | 71  | 68 | 68  | 67 | 73  | 72 | 69  | 69 | —  | —  | 69 | 66 | —  | —  |
|      | 27号         | 北田辺170-5 | —       | —  | 67  | 63 | —   | —  | 70  | 66 | 64  | 61 | —  | —  | 79 | 75 | 68 | 64 |
|      | 27号         | 上安642-5  | 74      | 70 | 73  | 68 | 73  | 69 | 78  | 70 | 73  | 70 | —  | —  | 74 | 69 | 72 | 67 |
|      | 27号         | 北吸1039-3 | —       | —  | 66  | 63 | —   | —  | 73  | 70 | 67  | 62 | 72 | 66 | —  | —  | —  | 68 |
|      | 27号         | 浜2006-13 | 71      | 68 | 72  | 68 | 71  | 69 | 76  | 72 | 72  | 68 | 76 | 73 | 73 | 68 | —  | —  |
|      | 27号         | 田中町4-1   | 69      | 67 | 73  | 66 | 68  | 67 | 76  | 74 | 70  | 67 | —  | —  | 70 | 68 | —  | —  |
|      | 27号         | 小倉11     | 72      | 70 | 71  | 68 | 71  | 68 | 79  | 76 | 70  | 68 | —  | —  | 71 | 68 | 72 | 69 |
|      | 175号        | 上福井100-1 | 74      | 69 | 72  | 68 | 71  | 67 | 81  | 75 | 73  | 67 | —  | —  | 73 | 68 | —  | —  |
|      | 175号        | 寺内4-13   | 72      | 68 | 72  | 67 | 71  | 66 | 74  | 70 | 68  | 65 | 80 | 76 | 72 | 68 | —  | —  |
|      | 177号        | 魚屋243-2  | —       | —  | 55  | 59 | —   | —  | 61  | 56 | —   | —  | 71 | 67 | —  | —  | 63 | 57 |
|      | 東舞鶴・停車場線    | 浜764     | 67      | 58 | —   | —  | 66  | 59 | —   | —  | 65  | 56 | —  | —  | —  | —  | —  | 67 |
|      | 舞鶴和知線       | 北浜町9-2   | 63      | 57 | —   | —  | 61  | 54 | —   | —  | 63  | 59 | 67 | 61 | —  | —  | —  | —  |
|      | 舞鶴和知線       | 行永451-4  | 61      | 53 | —   | —  | 63  | 59 | —   | —  | 61  | 55 | 67 | 61 | —  | —  | —  | —  |
|      | 志高西舞鶴線      | 公文名104-3 | —       | —  | 61  | 59 | —   | —  | 67  | 60 | —   | —  | 68 | 61 | —  | —  | —  | —  |
|      | 舞鶴綾部福知山線    | 七田市99-1  | —       | —  | 58  | 49 | —   | —  | 63  | 56 | —   | —  | 68 | 60 | —  | —  | —  | —  |
|      | 小倉西舞鶴線      | 森284-3   | 69      | 64 | —   | —  | 63  | 58 | —   | —  | 64  | 58 | —  | —  | 71 | 65 | —  | 66 |
| 府 道  | 小倉西舞鶴線      | 福来199-3  | —       | —  | 67  | 63 | —   | —  | 70  | 67 | 68  | 64 | 78 | 73 | 69 | 64 | —  | —  |
|      | 小倉西舞鶴線      | 清美が丘4-4  | —       | —  | 71  | 64 | 69  | 62 | —   | —  | 70  | 63 | —  | —  | —  | —  | 69 | 62 |
|      | 小倉西舞鶴線      | 行永2845-4 | 69      | 62 | —   | —  | 70  | 66 | 74  | 67 | 70  | 64 | —  | —  | —  | —  | 71 | 65 |
|      | 舞鶴野原港高浜線    | 大波下421-2 | 69      | 59 | —   | —  | 69  | 58 | —   | —  | 69  | 60 | —  | —  | —  | —  | —  | 67 |
|      | 物部西舞鶴線      | 上福井944-3 | —       | —  | 52  | 47 | —   | —  | 57  | 49 | —   | —  | 62 | 52 | —  | —  | —  | —  |
|      | 由良・金ヶ岬・上福井線 | 喜多194-2  | —       | —  | 56  | 49 | —   | —  | 64  | 51 | —   | —  | 63 | 51 | —  | —  | 55 | 47 |
|      | 余部下舞鶴港線     | 長浜103    | 61      | 51 | —   | —  | 61  | 50 | —   | —  | 62  | 50 | —  | —  | —  | —  | —  | —  |
|      | 老富・舞鶴線      | 常9-2     | 63      | 56 | —   | —  | 64  | 58 | —   | —  | 63  | 57 | —  | —  | —  | —  | —  | 62 |
|      | 高浜・舞鶴線      | 安岡585    | 66      | 56 | —   | —  | 65  | 57 | —   | —  | 63  | 56 | —  | —  | 65 | 57 | —  | —  |
|      | 西舞鶴停車場線     | 引土7-3    | 58      | 58 | —   | —  | 57  | 51 | —   | —  | 57  | 54 | —  | —  | 58 | 52 | —  | —  |
| 一般地域 | —           | 愛宕中町7-4  | —       | —  | 59  | 54 | 58  | 46 | 66  | 57 | 57  | 49 | —  | —  | —  | —  | —  | —  |
|      | —           | 常363     | 51      | 44 | —   | —  | 53  | 44 | —   | —  | 52  | 45 | —  | —  | —  | —  | —  | —  |
|      | —           | 高野由里233  | 49      | 47 | 50  | 41 | —   | —  | 55  | 48 | 46  | 44 | —  | —  | —  | —  | —  | —  |
|      | —           | 伊佐津603   | —       | —  | 46  | 38 | —   | —  | 55  | 45 | —   | —  | —  | —  | —  | —  | —  | —  |

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

### 道路に面する地域の基準※2

|               | 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
|---------------|------------|------------|
| 環境基準(等価騒音レベル) | 70db以下     | 65db以下     |
| 要請限度(等価騒音レベル) | 75db以下     | 70db以下     |

### 一般地域の基準※3

|               | 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
|---------------|------------|------------|
| 環境基準(等価騒音レベル) | 55db以下     | 45db以下     |

| 騒音レベル | 騒音の大きさの例 | 備考                   |
|-------|----------|----------------------|
| 80db  | 地下鉄の車内   | うるさい<br>↑<br>↓<br>静か |
| 70db  | 電話のベル    |                      |
| 60db  | 普通の会話    |                      |
| 50db  | 静かな事務所   |                      |
| 40db  | 図書館      |                      |

※1 ー：測定未実施  
京都府測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が良くない地点は翌年度も測定しています。  
舞鶴市測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が環境基準を超過した地点は翌年度も測定しています。  
※2 道路に面する地域の測定箇所はすべて幹線道路近接空間であるために、環境基準と要請限度は地域の用途に関係なく同一の基準が適用されます。  
※3 一般地域の環境基準は、住居地域の基準です。一般地域には、要請限度は適用されません。

### 騒音の状況(自動車騒音面的評価結果※1)

#### 舞鶴市評価分

単位：%

| 区分    | 道 路 名       | 調査区間    | 環境基準達成率(※2) |     |     |     |     |    |     |    |     |     |    |    |     |     |    |     |
|-------|-------------|---------|-------------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|-----|
|       |             |         | H26         |     | H27 |     | H28 |    | H29 |    | H30 |     | R1 |    | R2  |     | R3 |     |
|       |             |         | 昼間          | 夜間  | 昼間  | 夜間  | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間 | 昼間  | 夜間  | 昼間 | 夜間 | 昼間  | 夜間  | 昼間 | 夜間  |
| 国 道   | 27号         | 吉坂～小倉   | —           | —   | 93  | 85  | —   | —  | —   | —  | —   | —   | —  | 93 | 70  | —   | —  | —   |
|       | 27号         | 北吸～余部下  | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | —  | —   | —   | 95 | 96 | —   | —   | —  | —   |
|       | 27号         | 余部下～魚屋  | —           | —   | —   | —   | 66  | 65 | —   | —  | —   | —   | —  | —  | 63  | 58  | —  | —   |
|       | 27号         | 魚屋～京田   | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | —  | —   | —   | —  | —  | —   | —   | —  | —   |
|       | 27号         | 魚屋～円満寺  | —           | —   | —   | —   | —   | —  | 88  | 87 | —   | —   | —  | —  | —   | —   | 99 | 99  |
|       | 27号         | 円満寺～京田  | —           | —   | —   | —   | 99  | 87 | —   | —  | —   | —   | —  | —  | 97  | 90  | —  | —   |
|       | 27号         | 満尻～北吸   | 77          | 77  | —   | —   | 99  | 87 | —   | —  | —   | —   | 77 | 77 | —   | —   | —  | —   |
|       | 27号         | 小倉～満尻   | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | —  | 93  | 91  | —  | —  | —   | —   | —  | 94  |
|       | 27号         | 京田～真倉   | —           | —   | 100 | 100 | —   | —  | —   | —  | —   | —   | —  | —  | 97  | 93  | —  | —   |
|       | 175号        | 下福井～魚屋  | 79          | 77  | 99  | 98  | —   | —  | —   | —  | —   | —   | 69 | 67 | —   | —   | —  | —   |
|       | 175号        | 八田～下福井  | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | —  | —   | —   | —  | 88 | 88  | —   | —  | —   |
|       | 177号        | 北田辺～魚屋  | —           | —   | —   | —   | —   | —  | 99  | 99 | —   | —   | —  | —  | —   | —   | 99 | 99  |
|       | 東舞鶴・停車場線    | 浜町～浜    | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | 99 | 99  | —   | —  | —  | —   | —   | —  | 99  |
|       | 舞鶴和知線       | 浜～行永    | 99          | 99  | —   | —   | —   | —  | —   | —  | —   | —   | 99 | 99 | —   | —   | —  | —   |
|       | 舞鶴和知線       | 行永～行永   | 100         | 100 | —   | —   | —   | —  | —   | —  | —   | —   | 91 | 98 | —   | —   | —  | —   |
|       | 舞鶴野原港高浜線    | 満尻～中田   | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | 81 | 98  | —   | —  | —  | —   | —   | —  | 100 |
| 主要地方道 | 小倉西舞鶴線      | 小倉～行永   | —           | —   | —   | —   | —   | —  | 76  | 82 | —   | —   | —  | —  | —   | —   | 96 | 98  |
|       | 小倉西舞鶴線      | 上安～円満寺  | —           | —   | 99  | 99  | —   | —  | —   | —  | —   | —   | 76 | 75 | —   | —   | —  | —   |
|       | 小倉西舞鶴線      | 行永～森    | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | —  | —   | —   | —  | —  | 90  | 90  | —  | —   |
|       | 小倉西舞鶴線      | 森～上安    | —           | —   | —   | —   | —   | —  | —   | 94 | 100 | —   | —  | —  | —   | —   | —  | 100 |
|       | 由良・金ヶ岬・上福井線 | 白杉～下福井  | —           | —   | —   | —   | —   | —  | 99  | 99 | —   | —   | —  | —  | —   | —   | 99 | 99  |
|       | 老富・舞鶴線      | 与保呂～行永  | 100         | 100 | —   | —   | —   | —  | —   | —  | 100 | 100 | —  | —  | —   | —   | —  | 100 |
|       | 府道高浜・舞鶴線    | 登尾～鹿原   | —           | —   | —   | —   | 100 | 99 | —   | —  | —   | —   | —  | —  | 100 | 100 | —  | —   |
|       | 西舞鶴停車場線     | 伊佐津～円満寺 | —           | —   | —   | —   | 100 | 85 | —   | —  | —   | —   | —  | —  | 100 | 86  | —  | —   |

環境基準達成率： 100%達成 70～99%達成 40～69%達成 40%未満 資料 京都府(～H23)・舞鶴市(H24～)

※1 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。  
※2 調査区間内の道路に面する地域(道路沿道両側50メートル)に立地する住居等のうち、環境基準を達成している戸数の割合。  
平成23年度までは舞鶴市測定分では、面的評価をしていません。

### 振動の状況(振動の測定結果)※1

#### 舞鶴市測定分

単位：db (デシベル) (L10※2)

| 用途地域の<br>区分 | 測定地点<br>※3 | 昼間(8時～19時) |     |     |     |     |     |    |    |    |    | 夜間(19時～8時) |          |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |
|-------------|------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
|             |            | 要請<br>限度   | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5         | 要請<br>限度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 商 業         | 寺内4-13     | 70         | 45  | 44  | 47  | 49  | 48  | 45 | 48 | 53 | 53 | 50         | 65       | 37  | 39  | 41  | 37  | 45  | 43 | 42 | 44 | 44 | 46 |
| 商 業         | 北田辺170-6   | 70         | 46  | 46  | 43  | 47  | 47  | 50 | 50 | 54 | 48 | 50         | 65       | 39  | 36  | 33  | 41  | 36  | 42 | 42 | 43 | 49 | 43 |
| 準住居         | 南田辺84      | 70         | 38  | 37  | 37  | 42  | 35  | 43 | 44 | 45 | 44 | 43         | 65       | 36  | 38  | 33  | 35  | 34  | 41 | 43 | 41 | 42 | 43 |
| 商 業         | 上安612      | 65         | 51  | 44  | 47  | 46  | 43  | 48 | 39 | 42 | 45 | 40         | 60       | 40  | 34  | 45  | 41  | 38  | 40 | 35 | 34 | 39 | 37 |
| 近隣商業        | 余部下292     | 70         | 44  | 50  | 49  | 43  | 48  | 49 | 48 | 50 | 54 | 46         | 65       | 43  | 45  | 45  | 42  | 41  | 40 | 47 | 46 | 38 | 38 |
| 商 業         | 北吸729      | 70         | 41  | 45  | 48  | 43  | 47  | 51 | 45 | 49 | 49 | 49         | 65       | 41  | 39  | 43  | 41  | 44  | 36 | 45 | 45 | 41 | 46 |
| 商 業         | 満尻81-5     | 70         | 42  | 46  | 43  | 49  | 47  | 47 | 46 | 52 | 44 | 37         | 65       | 48  | 41  | 40  | 37  | 35  | 36 | 46 | 41 | 38 | 46 |
| 商 業         | 市場28       | 70         | 45  | 44  | 53  | 48  | 47  | 42 | 41 | 47 | 45 | 38         | 65       | 46  | 44  | 47  | 31  | 38  | 34 | 42 | 37 | 33 | 41 |



## ● 有害物質対策の推進

市内の主な工場や事業所に有害物質対策を行い、環境に配慮するよう呼びかけています。

## ● 野焼きの防止

野焼きは農作業に伴う焼却など、一部例外を除き法律で禁止されています。野焼きの苦情に対しては、その行為者に指導を行なっているほか、市ホームページや市発行の啓発チラシで野焼きをしないよう啓発しています。

## ● 環境保全の監視・指導の強化

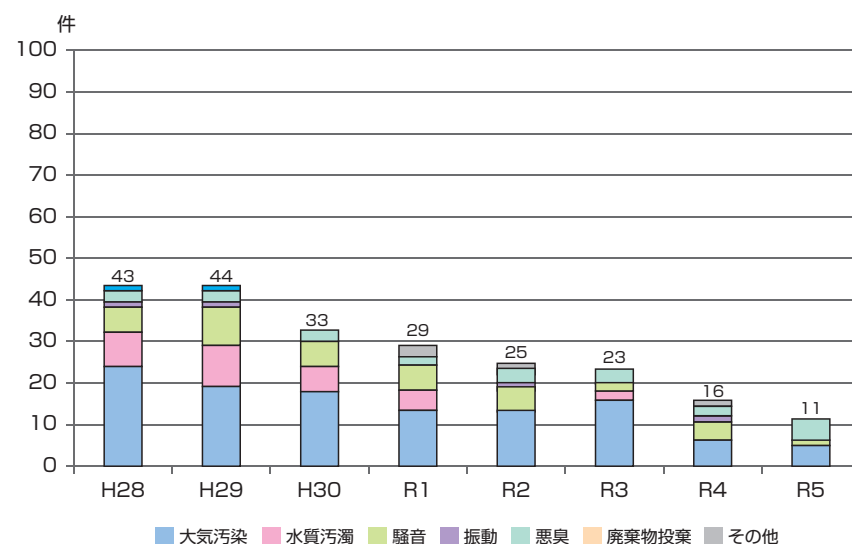
市と市内の主な工場、事業所との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

## ● 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

騒音・振動規制法で、特に著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業と定め、それに該当する工事の作業時間等の規制遵守を呼びかけています。

## 公害苦情件数の内訳

公害に関する苦情は、地域住民の日常生活に直接関連した問題が大半を占めており、令和5年度に受けた苦情の件数は11件で、令和4年度と比べ5件減少しました。大気に関するものが5件と悪臭苦情に並び最も多く、その内4件が野焼きに関するものでした。



## 1. 脱炭素社会の実現

| 指 標                  | 基準年度<br>(2017年度) | 現年度<br>(2023年度) | 目標年度<br>(2030年) |
|----------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| エネルギー自給率(%)          | 0.6              | —               | 8.9~14.1        |
| 再生可能エネルギー導入量(出力)(kw) | 11,305           | 21,040          | 27,573          |
| 住宅太陽光システム設置基数(基)     | 1,372            | 2,052           | 2,000           |

## 2. 循環型社会の確立

| 指 標                | 基準年度<br>(2017年度) | 現年度<br>(2023年度) | 目標年度<br>(2030年) |
|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 市民1人1日当たりのごみ排出量(g) | 884              | 794.2           | 834             |
| 資源化率(%)            | 14.3             | 13.61           | 17.5            |
| 最終処分量(t/年)         | 4,106            | 3,354.5         | 2,905           |

## 3. 自然との共生社会の確立

| 指 標                 | 基準年度<br>(2017年度) | 現年度<br>(2023年度) | 目標年度<br>(2030年) |
|---------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 間伐実施面積(㎡/年)         | 27.39            | 20.95           | 50              |
| 有害鳥獣による農作物被害面積(㎡/年) | 1,365            | 620             | 1,000           |
| 天然記念物の指定件数(件)       | 13               | 13              | 15              |

## 4. 良好な生活環境の確保

| 指 標                      | 基準年度<br>(2017年度) | 現年度<br>(2023年度) | 目標年度<br>(2030年) |
|--------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 大気中の二酸化窒素濃度(ppm)         | 0.003~0.013      | 0.010~0.025     | 0.06            |
| 舞鶴湾の科学的酸素要求量(COD)(mg/ℓ)  | 1.6~2.1          | 2.1~2.6         | 2               |
| 自動車騒音の環境基準を超過している地点数(地点) | 5                | 2               | 3               |



# SDGsの推進で豊かな社会へ

## SDGsとは？

SDGs(**Sustainable Development Goals**)は「持続可能な開発目標」という意味で、2015年の国連サミットで採択された、2030年までの国際社会共通の目標です。「持続可能な開発」とは、「将来の世代がそのニーズを満たせる能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす開発」とされています。例えば、森林資源を使うために再生不可能なスピードで森林伐採を行ったり、魚など生き物が絶滅してしまうような乱獲を行うのは、持続可能な開発とはいえません。

SDGsでは、以下のとおり経済、社会、環境などに関する17の目標が定められており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。経済、社会、環境の3側面は相互に関連し合い一体不可分であることから、目標達成のためには3側面のバランスがとれ、統合された形で課題解決されることが重要です。

今、先進国、発展途上国を問わず、様々な国で、また日本国内の各地域で取組が進められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典:国際連合広報センター

## SDGsの推進で豊かな地域へ

SDGsの推進には、全国各地のまちで暮らし、活動する人々がそれぞれ連携して取り組むことが必要不可欠です。また、地域で国際社会の共通目標であるSDGsを活用・推進することで、世界と地域の課題、長期的な課題と短期的な課題が結びつき、地域の課題や目標、行っていることの意義が明確になったり、共通目標が明確になることで各主体の連携が促進されるなどの効果も考えられます。

舞鶴市は、令和元年6月に、内閣府の「SDGs未来都市」、さらには全国のモデルとなり得る10自治体に与えられる「SDGsモデル事業」に選定されました。

「便利な田舎暮らしの実現」に向け、民間企業や教育機関等との多様な連携やAI・ICT等の先進技術の積極的な導入により都市の持続可能性の維持・向上にむけた「舞鶴版Society 5.0 for SDGs」に取り組みしていきます。

## 舞鶴の環境

令和6年度版環境白書

～舞鶴市環境基本計画年次報告書～

令和7年3月発行

舞鶴市 市民環境部 生活環境課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

TEL(0773)66-1064 FAX(0773)62-9891

E-mail kankyoku@city.maizuru.lg.jp